

令和4年度（2022）

社会貢献事業計画書

ソーシャルリレーション事業

認知症予防自立支援事業



社会福祉法人みささぎ会

社会福祉法人みささぎ会 法人訓

私たち、みささぎ会に関わる者は、『先憂後楽』を旨に、福祉の基本である「しあわせ」を追求します。

日々、心には「感謝」を、顔には「笑顔」を常に忘るることなく、精進することを信条とします。

行動指針

- 一． 探究と開拓
- 一． 自立と挑戦
- 一． 情熱と実行

私たちは、「あったらいいな」という事業・サービスの開拓を探究し続けます。

私たちは、自己の能力を最高度に発揮し、新たなる事業の源泉とします。

私たちは、誠実であることを誇りとし、情熱を傾け、想像と創造を旨に喜びのたねまきを行い、我も他も生きがいのある世の中にする事に寄与します。

職員陵七ヶ条

学べば為すあり

君子の道に志すや、則ち学び、則ち思ふ。

昼日之を学び、暮夜之を思ふ。

思えば得るあり、学べば為すあり

吉田 松蔭

- 一． 至誠にして動かざるものは、未だ之あらざるなり
- 一． 素子を持つ
- 一． 夢の貯金をしておく
- 一． 現場主義をつらぬく
- 一． やると決めたら、できるまでやる
- 一． いつかではなく、いま学べ
- 一． 必要なのは実力よりやる気

目 次

ソーシャルリレーション事業

はじめに	P 1
社会貢献事業 理念	P 2
なぜ「総合生活相談事業が必要なのか	P 3
総合生活相談	P 5
社会貢献事業「生活困窮者レスキュー事業」の今後の在り方	
居場づくり、デリバリー型介護予防教室	P 7
災害支援、無料低額宿泊事業	P 9
中間的就労（ユニバーサル就労）事業	P10
藤井寺市社会福祉施設連絡会	P13

認知症予防自立支援事業

はじめに	P15
研究協力機関構成図	P16
認知症予防、認知症ケアの事業計画の骨子	P17
ご利用者の生活行為の維持、改善やBPSD軽減に結び付けさせるために	P18
認知症の予防並びに進行防止に関する研究	P19
生活行為から視る認知症予防および認知症進行防止の検証	
および認知症進行防止の検証、事例集発行	P22
地域高齢者や初期認知症高齢者の認知症予防	P24
家庭介護者への介護者教室の開催	P33

社会貢献事業 事業計画

～ソーシャルリレーション事業～

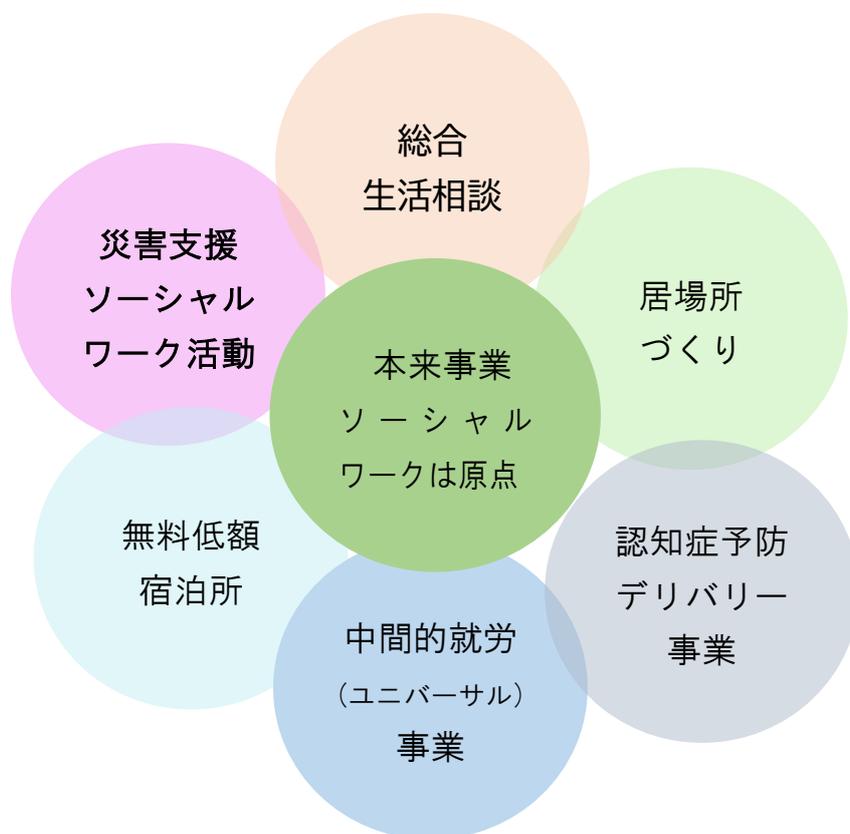
社会福祉とは自助努力の及ばないところに発生するすべての生活問題に対して支援することであり、慈善、慈恵、利他の精神が根底に存在しています。

このことを再認識し、社会福祉事業の原点に立ち返り、制度依存ではなく、制度の枠にとらわれない先駆性、創造性に満ちた事業の開拓を現代の地域福祉の考え方として、ニーズ対応型の社会福祉法人になることが求められています。

社会福祉法人への公的助成、優遇措置は制度固有のものではなく、あくまでも公益活動に対する措置であることから、公益性のある仕事を自ら開拓して展開させるところに社会福祉法人の使命があります。

みささぎ会は、社会福祉法人が持つ4つの特性（民間性、公的性、地域性、機能性）を活かして総合相談事業を積極的に推進し、社会的孤立を深めている人々の居場所づくりを果たしてきました。

本来事業に加えて制度内・外を問わず地域ニーズに応える事業を展開推進する法人『21世紀型社会福祉法人』を目指します。



【社会貢献事業 理念】

社会福祉法人は社会福祉法に基づく公益法人であり、制度に定められた利用者の利益を守る民間社会福祉事業の担い手として、また非営利法人として地域における社会福祉への貢献及びその推進を図る役割を担って国民の福祉の増進に果してきた実績は高く評価されています。

これは社会福祉法人が公の補完、代替を行なうだけでなく、先駆的、開拓的、さらには公共性を保持してきたことに対する社会的信頼です。

しかしながら、長年の措置制度のもとでは行政からの委託事業が中心になり、自主的な地域への福祉の取り組みが、次第に希薄になってきたという批判があります。

介護保険制度によって、この傾向が一層散見されるようになり、また、民間企業等の参入もあり、他の供給主体との違いが不明確になってきています。

社会福祉法人への公的助成、優遇措置は制度固有のものではなく、あくまでも公益活動に対する措置であることから、公益性のある仕事を自ら開拓して展開させるところに社会福祉法人の使命があるといわねばなりません。

今、改めて、制度創設の理念に立ち返り、社会福祉法人として、福祉施設が社会的に評価されるために開拓的な公益活動に取り組むものです。

■社会構造の変化と社会的孤立の拡大

少子高齢化の進行や単身世帯、ひとり世帯の増加といった世帯構造の変化など、日本の社会構造も大きく変化しています。また、過疎化が進んだ地方部では地域コミュニティの維持自体が難しくなり、一方で都市部を中心に、地域のつながりや近所付き合いの希薄化などが指摘されており、高齢者の介護問題、孤立死などが大きな社会問題となっています。

このほか、ニートと呼ばれる通学、家事を行っていない若年無業者、非正規雇用、ひきこもりの状態にある本人や家族に対する支援も社会的な課題となってきています。さらに、日本社会における多数の自殺者の存在も、地縁や血縁、仕事を通じたつながりの希薄化などと無縁ではありません。

このように、関係性の貧困ともいえる社会的孤立の進行は、現代の地域福祉における重要課題となってきています。

(奥田益弘共著 新・社会福祉士養成講座「地域福祉の理論と方法」抜粋 中央法規出版)

■社会福祉法人の果たすべき今日的な役割

社会福祉とは自助努力の及ばないところに発生するすべての生活問題に対して支援することであり、慈善、慈恵、利他の精神が根底に存在しています。このことを再認識し、社会福祉事業の原点に立ち返り、制度依存型ではなく、制度の枠にとらわれない先駆性、創造性に満ちた事業の開拓を現代の地域福祉の考え方として、ニーズ対応型の社会福祉法人になることが求められています。

(奥田益弘共著 新・社会福祉士養成講座「地域福祉の理論と方法」抜粋 中央法規出版)

社会福祉法人みささぎ会は、
ニーズ対応型の社会福祉法人を目指します。

■なぜ「総合生活相談事業」が必要なのか

➡さまざまなルートからの問題発見

➡ネットワークを生かした解決

➡予防の地域づくり

一般的に「総合相談」とは、「総合案内」的なインテークを中心とした窓口や、法律や就労、健康など複数の相談窓口が1ヵ所に集約されている「相談窓口」というような解釈がされがちだが、本来「総合生活相談事業」とは、本人等から施設の窓口に直接的に寄せられる相談に対して個別に対応することだけではなく、

- ① 施設職員の住民活動、および専門職等とのネットワークからの地域の生活問題を把握し解決していく。
- ② フォーマル・インフォーマルネットワークを生かした問題解決の取り組みを実施する。
- ③ 問題解決と予防のための地域づくりに参画するなど、問題の把握から解決と予防のしくみづくりまで含めたものであり、

これを社会福祉法人が持つ4つの特性（民間性、公的性、地域性、機能性）を活かして展開していくことをさしている。

超少子高齢化の加速度的な進行、社会的孤立や生活困窮など新たな課題の発生の中で、誰もが住み慣れた場所で、安心、安全に暮らし続けられる地域づくりや、制度・サービスの狭間の問題への対応にむけた地域のフォーマル・インフォーマルの結集による取り組みの必要性が、さまざまな分野から提起されている。今、地域にある生活課題から、その地域に必要な支援を住民・関係者とともに作りあげていく役割は重要度を増している。個別の生活問題を地域で支え、問題が深刻化する前に早期の解決、予防活動に取り組むことのできる地域をつくっていくために、改めて「総合生活相談事業」の確立が必要である。

社会福祉施設は地域の協同利用施設である事を再認識し、生活問題の解決に、住民や関係者との協働により取り組むことが必要である。

社会福祉法人の特性である「個別支援機能」と「福祉のまちづくり機能」をつなげた「総合生活相談事業」を展開していくにあたって、全職員が「総合生活相談事業」の意味を理解し、それぞれの窓口で受けた相談が次につながっていく「仕組み」が必要である。

多様な問題をかかえるケースに対応し、経験を積み上げていくことで、それぞれの問題に応じた関係機関との繋がりをつくっていくことが必要である。生活問題の多様化、複雑化が進む中で、一施設だけで対応できることはわずかであるとの前提のもと、個々のケース対応をとおしたネットワークの構築をすすめていく必要がある。

社会福祉施設のすすめる総合生活相談の特徴は、住民活動への支援等のパイプを生かした、多くのアンテナによる生活問題の発見（＝相談の「入口」）と、制度外の問題にも対応できるインフォーマル資源の創出（＝解決の「出口」）である。これをふまえ、「入口」と「出口」を意識化した地域の資源と担い手づくりをすすめていく必要がある。総合相談が十分に機能するには、職員の力量だけでなく、この「入口」と「出口」が的確に用意されているかが重要である。特に「出口」がないと相談への対応は消極的になり、「入口」を

ふさいでしまうことにもなる。ネットワークを生かした多様な「出口」づくりの取り組みは、これからますます重要となる。

既存制度の硬直化（制度疲労）⇒地域公益活動の重要性

◇制度・サービスが細分化され、市民からは違いがわかりづらい

◇利用要件が細かく設定されており、利用できないケースもある

⇒貸付での保証人の問題/居住期間の問題など

◇制度利用までに、審査や手続き上、時間を要する

⇒生活保護の申請から保護費受給までの期間 など

解決策を示そう。フットワーク軽く行動し、寄り添いましょう。

- 「制度」や「仕組み」は重要であるが、それを動かすのは「人」である
- 課題や問題点を踏まえて、地域の社会福祉法人・施設等、地域の人たちと密接に連環し、地域の実態に見合った取り組みを実践するとともに、制度や人たちの意識を変える取り組みを強化することが重要である。
- 日常生活自立支援事業や、生活福祉資金貸付事業、日頃の福祉の総合相談事業等を通じて、様々な生活問題を抱える人たちの課題を分析し、社会的弱者といわれる人たちの声を代弁して制度、政策の改正に向けた提言、発言を行なうことが重要である。

■今後の課題

1. 総合生活相談事業の全国展開の必要性
※たらいまわしをしないワンストップの相談援助
2. 社会的孤立の解消と、地域での居場所や活躍できる場づくりの必要性
3. 社会福祉法人による中間的就労、自立に向けたサポートの必要性
4. 民間企業による就労支援の輪を広げていく必要性
5. 地域での仕事づくり（ソーシャルビジネス）の可能性

雇用対策が急がれる

福祉施設は地域の協同利用施設

福祉施設は地域において、生活困難者の共同利用施設である事を再認識する必要がある。

ニーズ対応型の社会福祉法人に

福祉施設の人的資源、物理的資源は困難者支援として地域に活用されるべきであり、

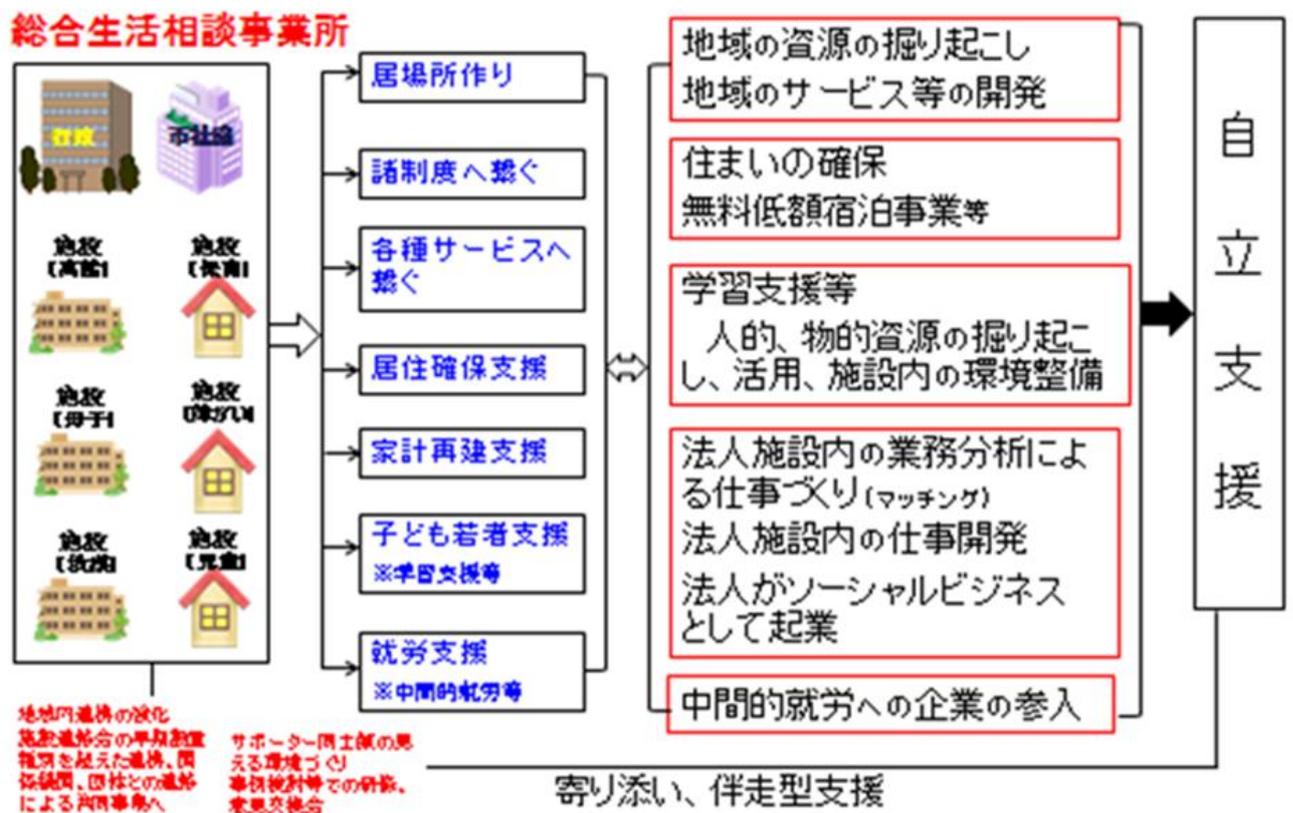
ニーズに応える事が出来る法人を現社会は求めている。

総合生活相談

社会福祉法人（施設）の強みを活かした様々な地域貢献事業

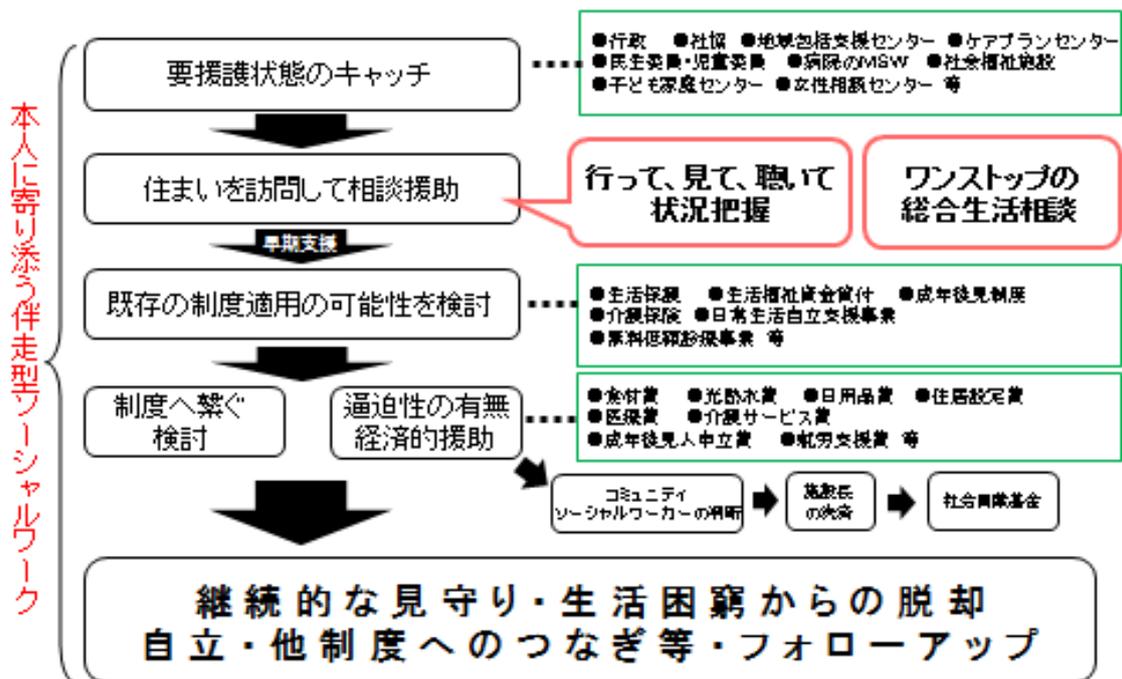
各社会福祉法人が有する機能（福祉専門職員や福祉施設の活用など）を活かし、よろず相談と各種制度等へのつなぎ、社会参加・生きがい支援、居場所づくり、中間的就労、障害者等の就労支援、子育て支援、困難世帯の児童に対する学習支援など、社会福祉法人に期待される様々な取り組みについて、各社会福祉法人（社会福祉施設）において既に取り組まれてきた事業等を広く発信するとともに、それぞれの特性や強みを活かした実践を開発・展開する。

社会貢献事業『生活困窮者レスキュー事業』の今後の在り方



「生活困難」をはじめ「虐待」や「DV被害」「障害」など、複雑で多面的な問題を抱え、「制度や社会の狭間」で生活困難をきたし支援が必要な方々に対して、大阪府内すべての社会福祉法人（福祉施設）のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と大阪府社協の社会貢献支援員が訪問して状況を把握し、問題解決に向けて共に方策を模索し、救済を図るワンストップの総合生活相談を実施している。

コミュニティソーシャルワーカーによる相談援助のながれ



大阪の「生活困窮者レスキュー事業」を例にとれば、社会福祉法人が取り組む総合生活相談では、①訪問を原則（＝アウトリーチ）とすること。②その人の住まいで向き合って状況を把握（＝課題の発見）すること。③解決方法を模索し、関係機関を訪問（＝フットワーク）すること。④課題を抱えた人に寄り添い、同じ立場で課題を共有（＝課題解決のパートナー）すること。⑤自らの感性と相談援助技術（＝福祉性・専門性）により、民間の活動として制度にとらわれずに対応（＝自由・柔軟性）すること。⑥必要だと判断すれば、現物給付による経済的援助等の具体的支援を展開すること（＝解決手段をもった活動）といったことが重要である。

● 見えてきたもの コミュニティソーシャルワーカーのあるべき姿

社会貢献事業のコミュニティソーシャルワーカーの特徴

1. 訪問を原則とし、
⇒アウトリーチ
2. その人の住まいで向き合って状況を把握し、
⇒課題の発見
3. 解決方法を模索し、関係機関を訪問
⇒フットワーク
4. その人に寄り添い、同じ立場で課題を共有し、
⇒課題解決のパートナー
5. 自らの感性と相談援助技術により
⇒福祉性・専門性
6. 民間の活動として制度にとらわれずに対応し
⇒自由・柔軟性
7. 必要だと判断すれば、経済的援助を行なう
⇒解決手段を持った活動

■生活困窮者レスキュー事業

(オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業「大阪しあわせネットワーク」)



昨今の社会経済情勢の変化等により、孤立や孤独死、ひきこもり、虐待・家庭内暴力、自殺、生活困難など厳しい生活・福祉課題が広がっている。また、こうした課題に対して、既存の制度では対応できない「制度の狭間」の生活困難も生じている。大阪府内すべての社会福祉法人（福祉施設）は、社会福祉法人の使命として、こうした課題に向き合い、それぞれの特徴や強みを活かした様々な支援事業を「オール大阪」で展開し、一人ひとりの幸せを支える。

事業概要

制度の狭間の生活困難など様々な生活課題を抱える人々に対し、社会福祉法人（社会福祉施設）に所属する総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）と、大阪府社協所属の社会貢献支援員が連携してワンストップの生活相談を行なう。

公的制度やサービス等による支援が受けられず、生命に関わる緊急・窮迫した制度の狭間の生活困難状況に対して、施設長の決済により、おおむね10万円を限度とした「経済的援助（現物支給）」による支援も実施する。



居場所づくり

生活困難者が相談に来たあと、中間的就労につなぐのではなく、そのサポートとして「社会的居場所づくり」が必要である。本事業においては、生活困難者等の生きづらさや人との関わりに困難を抱えている人たちが気軽に集う事ができ、そこに集う当事者間のピアサポートを核に、地域の人たちと触れ合う機会をつくり、くつろぎや学びの時間・場を提供しながら、生活困難者らが社会に一步を踏み出していくためのきっかけとなるような居場所づくりが必要である。

『たまりば』事業

社会の変化や生活様式の変容により、地域や家族の支え合いについて困難な面が増大している。更に進む高齢社会においては、老老介護の増加や単身世帯の孤立、生活困窮となった高齢者の増加など、これまで以上に大きな課題となることが考えられる。

また、更なる少子化社会では、年少人口の減少が予想され、就学前教育・保育や学校教育においては、長期的には学校などの統廃合なども視野に入れる必要性も想定され、特に学校区の変更は、地域のコミュニティに馴染めない子ども達が益々増えてくる可能性を秘めている。

昨今介護問題などの社会問題や毎年のように起こる自然災害や新型コロナウイルス等の報道も多く、生き活きと生きていくことが難しく、さらに生きていく事自体息苦しいと感じながら生活を送られている方々が増加している。

そこで、我々が思案する『たまり場』事業では、子どもからお年寄りまで世代を問わず、『いつでも』『誰でも』『何でも相談できる』地域の広場として、顔の見える関係を築くことにより、住み慣れた地域で、生き活きとした生活を取り戻し、しかも安心した社会を実現することを目的としている。

本事業は、総合相談だけでなく、交流の場、情報発信（認知症予防・暮らしの情報等）、活動場所として提供、販売（喫茶・学習ツール・障がい者支援施設での製造品等）等多機能である。また運営ボランティアとして校区福祉委員や元気高齢者（街のお助け隊）等の協力を得ながら活動を実施する。

社会福祉法人みささぎ会が目指す地域福祉

『たまりば』事業が、地域の活性化に



デリバリー型介護予防教室

地域高齢者を対象とした認知症の予防事業。自己の機能（身体機能・認知機能）を発揮しながら、生活行為を成就し、社会生活を維持していただく為に、参加者に機能を発揮することの重要性を伝え、具体的方法を紹介すると共に、転倒予防体操、認知症に関する知識の普及や受け止めに関する啓発を行なう。また、集団認知機能評価や簡単な体力測定を実施し、個々に個人報告書として生活の中で取り組める助言を行っていくことで、地域における認知症予防活動を実践しています。



同教室は、藤井寺市や堺市内各地区の区長・民生委員・福祉委員等と連携を図り、独居高齢者の参加も多くおられます。

個別に対応が必要な事例については、地域の方々と協力のうえ、生活相談員やケアマネジャーが適切な支援やサービスを検討するなど、地域でのお困りごとに対して具体的に支援していく。法人の自主事業であり、研究員の人件費、運営費は、法人の全額負担です。

災害支援（ソーシャルワーク活動）

生活困窮者レスキュー事業が活かされたコミュニティソーシャルワーク活動。乳幼児から高齢者まで、あらゆる方にワンストップで相談から解決にいたるまで、寄添い支援する総合生活相談が、被災地の復興支援にも活かされています。相談経験豊富な施設職員を被災地に派遣し、さまざまな生活ニーズの「聞き取り」と「つなぎ」を、フットワーク軽く必要な支援を行ないます。直近であれば、熊本県の災害支援として、被災地からのニーズに基づき、熊本県の特別養護老人ホームに職員を派遣し支援を行う。また、大阪北部災害にも職員を派遣して、粗大ごみの回収に携わる。



防災（行政と福祉法人の連帯）

東日本大震災では、犠牲者の過半数を 65 歳以上の高齢者が占め、また、犠牲者の内障がい者の割合が、健常者の 2 倍程度に上ったと推計される。こうした被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害等においても共通してみられるもので、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が重要になっている。

その故、日頃から、地区居住者等と要配慮者が顔の見える関係を形成し、災害発生時に、要配慮者が迅速に避難できるような体制を整えるためにも、十分な訓練を日頃から行う必要性がある。

その為にも、要配慮者の情報の共有化、介護支援専門員と地域住民（地域組織）を繋ぐ仕組み作りや連携、更に行政と防災訓練等について定期的に連携し、地域における防災力を基盤になるものに、向上させる必要がある。

無料低額宿泊事業

生活困窮者レスキュー事業の入り口である総合生活相談事業を推進していく中で、住まいがなく、就労に就くことが困難な事例が多くあります。そのジレンマを解消するために、2015（平成27）年7月から無料低額宿泊事業を開始し、生活支援や就労支援を実施している。

無料低額宿泊事業は、社会福祉法2条3項の規定により、住宅に困っている緊急を要する生活困難者に対して、社会福祉法に基づく福祉サービスの基本理念に則り、無料又は低額で居室を貸し付け、又は、宿泊所その他の施設を利用させ、自立した生活に向けて生活支援や就労支援を受けることが出来るようにすることである。

受入後は、対象者に寄り添って伴走型ソーシャルワーク活動ができる環境が整い、行政の生活支援担当者やCSW、社会貢献支援員が、社会資源として活用できるようになった。本事業は社会福祉法第2条第3項第8号に基づき、大阪府へ届出済である。法人の自主事業であり、建物、光熱水費、生活相談員等の運営経費は、法人の全額負担である。

各部屋は施錠でき、利用者のプライバシーを尊重し、自己管理による自立支援としている。主に生活困難者が既存の制度利用までの期間の住居設定ができ、生活相談員や施設職員の継続的な見守りにより、自立に向けた支援活動が可能となった。

社会福祉法人が取り組む無料低額宿泊事業の内容は、①緊急を要する生活困難者に対して、一時的な宿泊場所を提供し、衣食等日常生活に必要なサービスを提供することで社会生活にリトライできる環境を提供し、②受け入れ後は、対象者に対して専門的な知識を持った生活相談員がアセスメントを行い、個々の能力に応じて社会復帰に向けた作業訓練や技能の習得、就労活動支援、住居確保支援などを行い、③一般就労がすぐには困難な人に対しては、就労訓練指導（中間的就労）等、制度外の取組や自立に向けての生活支援などを、寄り添って行うことが重要である。



中間的就労（ユニバーサル就労）事業

緊急かつ緊迫した生活困難状況を脱した後は、就労支援が大きな課題となる。生活面や社会面での支援を行ないながら就労支援を行なう体制を構築し、生活困難者一人ひとりの状況に応じて段階的に就労支援が行われることが必要である。一般就労を目指すだけでなく、社会福祉法人（施設）が有する施設機能、専門性やノウハウを活かし、その人の特性に合った働き方として、中間的就労など、幅広い就労支援の実践に取り組んでいくことが求められている。本事業は、平成27年4月に、藤井寺特養、つどうホールが大阪府の認定事業所となり、同年5月には、大仙もずの音が堺市の認定事業所となった。（就労訓練事業の趣旨）



生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業は、一般就労と、いわゆる福祉的就労と位置付けられている。就労訓練事業における就労形態は、次の2つがある。

- i) 非雇用型：雇用契約を締結せず、訓練の段階
- ii) 雇用型：雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階

いずれも、最終的には、支援を必要とせず、自律的に一般就労に就くことができるようになり、生活困難状態から脱却を目的としている。自立相談支援機関のアセスメントを経て、実施となる。

(就労訓練事業の対象者)

- i) 直近の就労経験が乏しい人
- ii) 身体障がい者等であって、障がい者総合支援方法に基づく就労移行支援事業等の障がい福祉サービスを受けていない人等

(就労訓練事業における就労支援)

就労支援担当者の配置（兼務も可、人員配置基準はなし）

- i) 就労支援プログラムの作成
- ii) 対象者の就労状況の把握、助言指導
- iii) 対象者に対する一般就労に向けた相談援助
- iv) 生活支援、健康管理の指導
- v) 自立相談支援機関
- vi) その他対象者の一般就労に向けた支援に関する業務

(就労条件に係る留意事項)

工賃等に限らず、就労の実績が低いことや通所の状況が芳しくないこと等を理由に事業所内で不利益な措置を講ずることは認められていない。ただし、社会通念上の問題ある行為は、自立相談支援機関との協議により、契約を解除することは可能である。

社会福祉法人を始めとし、地域の様々な福祉機関・団体が生活困難者の支援に関わり、就労に向け、就職という一貫した支援が可能となり、また、このような支援に向けた取り組みの広がりとその中での就労の場の開拓は、全ての人々が安心して暮らすことのできる「地域づくり」につながる。

中間的就労(ユニバーサル就労)訓練生 受け入れの流れ

項目	担当	内容
【1,訓練生の受け入れ】	就労訓練指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関から就労訓練の依頼を受けたら、施設内での訓練生の受け入れ状況を確認し調整する。
【2,オリエンテーション】	就労訓練指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、自立相談支援機関支援員と実習の事前オリエンテーションを行う。 以下の点について確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ①施設までの交通手段と服装の確認 ②体調など訓練生個人に対しての配慮の確認 ③施設での昼食準備の確認 ④実習(日程・内容・希望)についての確認 ⑤館内案内(更衣室、貴重品ロッカー、休憩・食事場所など) ⑥実習を行うにあたっての注意事項 ・実習受け入れ部署へ情報提供する
【3,実習開始】	就労訓練担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・マンツーマンで助言を行う。 ・実習後は振り返りを行う。
【4,支援調整会議】	就労訓練指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・本人・自立相談支援機関支援員と雇用形態(雇成型・非雇成型)や訓練内容を決定する。
【5,就労訓練開始】	就労訓練指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練受け入れ部署へ情報提供する ・就労訓練について以下の書類を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ①アセスメントシート(様式1) ②業務一覧シート(様式2) ③就労支援計画書(様式3) ④経過記録(様式4) ⑤考課者評価表(様式5) ⑥本人評価表(様式6) ⑦フィードバックシート(様式7) ・非雇成型の場合は「中間的就労 非雇成型 確認書」を説明し同意を得る。
【6,支援調整会議】	就労訓練指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・マンツーマンで助言を行う。 ・訓練後は振り返りを行う。
【6,支援調整会議】	就労訓練指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・本人・自立相談支援機関支援員と今後の方向性を検討する。 (ステップアップ、ステップダウン、訓練継続、訓練中止)

■藤井寺市社会福祉施設連絡会の新たな連環力

藤井寺市では、「一つの社会福祉法人」「一つの社会福祉施設」で取り組むのではなく、市内の社会福祉施設が面として支援できる仕組みを作っている。これは、地域に多数展開し、公益的な活動を推進することが本来的な役割である社会福祉法人だからこそ可能な仕組みである。

社会福祉施設を経営するもの同士が、高齢、障がい、保育、救護の領域をこえて、相互に連携し、職員の資質の向上、施設利用者のサービス向上、また、地域に対する様々な課題の解決に努めていくことを目的に、地域福祉活動への理解を深める事業を連携して展開し、社会福祉法人としての地域への社会貢献事業の推進を図ることができる。



藤井寺市社会福祉施設連絡会は、社会福祉法人、施設全体の取り組みとして、同じ地域にある種別を超えた施設が中心となって連携して地域または住民とのつながりを持ち、地域福祉を推進するため、会員である社会福祉法人と地域の民生委員児童委員や地区福祉委員等が、つながりを強めることで、一層の地域福祉推進の向上を図ることができる。さらに、同じ地域にある施設や団体が事業種別を超え連携することにより、地域住民のニーズに広がりをもって具体的に応える事のできる仕組みである。

●社会福祉施設連絡会で開催している「とっとり委員会」(CSW委員会)

藤井寺市社会福祉施設連絡会では、2か月に1回(奇数月)社会貢献事業の事例検討会を開き、活動状況を報告している。一人ひとりのCSWの相談経験、支援のノウハウや社会資源の活用について情報や勉強会を丁寧に行なうことで、チームとしての効果的な援助を生み出している。

また、毎回市福祉事務所自立支援員が出席し、市の自立相談支援状況や、内容の報告を受け、市全体の状況把握に努めている。

CSWが総合生活相談の醍醐味を実感できる背景には、日頃からの施設長の助言や施設職員のバックアップ、市内の施設間での連携が取れる仕組みが整備されていることも挙げられる。

相談に当たり複数施設のCSWが一緒に動くことで、より丁寧な支援ができると同時に、市内全体で相談対応することも可能となっている。

●多種多様な福祉施設が連携

藤井寺市社会福祉施設連絡会

総合生活相談受付中

まずはお電話で

専門のCSWが相談に

民生委員福祉委員と連携

連絡先

藤井寺市役所 社会福祉法人藤井寺市社会福祉協議会 藤井寺市民生委員児童委員協議会

あなたの周りにこんな人はいませんか？

失業、虐待、けがや病気で生活に困っている人。そんな人のために

生活にまつわる何でも相談 受け付けます

があります。

社会福祉法人が取り組んでいます

「生活困窮者レスキュー事業」通称「生活 SOS」は社会福祉法人が取り組んでいる事業です。わたしたち「生活困窮者レスキュー事業」に取り組んでいる社会福祉法人は、失業、虐待、DV、けがや病気が原因で生活に困っている人たちに寄り添って、訪問・相談を通して必要な制度につなぐ活動を行っています。緊急を要する場合は、食材の提供などの現物給付による生活支援も行います。

発見連絡 → **支援を必要とする方を見出し、連絡します**

訪問相談 → **行って、見て、聞いて状況を把握します**

制度検討 → **適用できる既存制度がないか検討します**

相談 → **制度につなぎます**

経済的援助 → **経済的援助を検討します**

見守り → **継続的に見守ります**

私たちは社会福祉法人は、良質な福祉サービスの提供を主目的とし、自由に柔軟に対応できる民間性、信頼できる公的性、身近に相談できる地域性、専門性による相談や生活援助の柔軟性という4つの特性を兼ね備えた組織です。社会福祉法に基づき、高齢者介護、障害児者への各種支援、児童の保育・虐待を受けている人へのケアなど、さまざまな福祉サービスの提供や支援をしています。

藤井寺市社会福祉施設連絡会事務局
〒583-0033 藤井寺市北岡1-2-8 ふれあいセンター 藤井寺市社会福祉協議会内 ☎072-938-8220

種別	法人	施設	住所	TEL	FAX
老人	みささぎ会	藤井寺特別養護老人ホーム	藤井寺4丁目11-7	952-0008	952-0337
		高齢者ケアセンターつどうホール	小山3丁目151-1	953-0248	953-0128
	好老会	特別養護老人ホームひかり	惣社2丁目5-15	952-3788	952-6644
		特別養護老人ホーム第2ひかり	惣社2丁目6-17	930-3788	930-1188
		どうみょうじ高殿苑	道明寺3丁目2-2	936-3515	936-3520
	邦寿会	ケアハウスどうみょうじ高殿苑	道明寺3丁目2-2	936-3515	936-3520
		老人保健施設ふじいでら	野中1丁目103-1	939-5330	939-5227
	慈恵園福祉会	住宅型有料老人ホーム ViVi 藤井寺	野中1丁目100-1	931-4165	
		特別養護老人ホーム松が苑	古室1丁目1-15	936-8123	936-8122
保育	そうび会	惣社保育園	惣社1丁目3-28	931-7333	931-7330
		ふじみ保育園	小山藤美町10-3	978-8668	
	神愛福祉会	ラミー保育園	小山9丁目4-8	952-4115	952-4128
	種の会	ななこども園	藤ヶ丘4丁目1-15	953-4295	953-4355
成人	賀光会	賀光寮	藤井寺4丁目11-8	955-0653	955-0905
		ポブラ	藤井寺4丁目11-8	955-0653	955-0905
障がい	飛笑	わっと	岡2丁目12-6 進和ビル	930-0733	930-0733
		しゅらの郷福祉会	津堂3丁目286-5	959-4133	959-4135
事務局	藤井寺市社会福祉協議会		北岡1丁目2-8	938-8220	938-8221

認知症予防自立支援事業 事業計画

～老後を自分らしく、笑顔で生き生きと暮らして頂く為

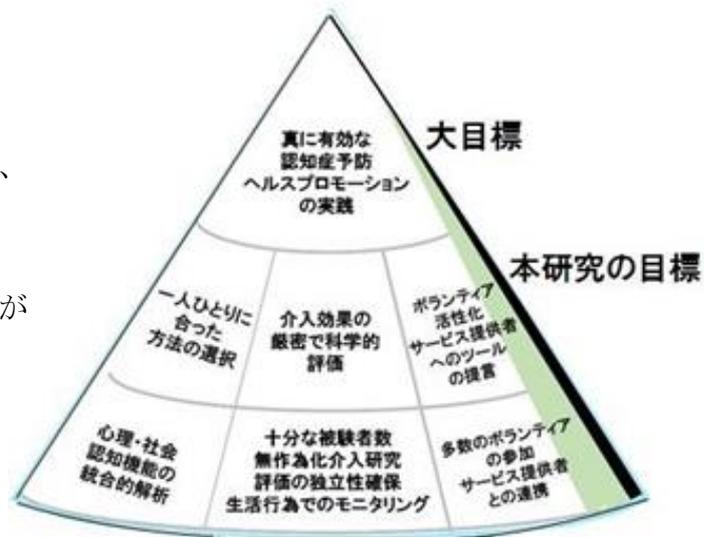
認知症の予防、認知症の進行防止の可能性を探求していく～

超高齢社会の進む我が国において、認知症予防、認知症の進行防止は喫緊の課題である。現在認知症ケアは確立しておらず、地域社会や介護現場においても認知症高齢者に対して提示出来る効果を裏付けされた物が無いに等しい。その様な現状の中、認知症予防自立支援プロジェクトチーム独自考案の潤脳チャレンジ（認知機能トレーニング）活動を試み、そのデータの分析・評価を繰り返し、継続された実践活動の大切さの実証と、その方法・効果の研究を行い、その成果を地域社会、介護現場に還元していく。

高齢者の方々が笑顔で、自信を持って生活を維持していく為の自立支援を目指してこの事業に取り組んでいく。非薬物療法による認知症予防の研究成果が得られれば、我が国のみならず国際社会にも寄与できる。

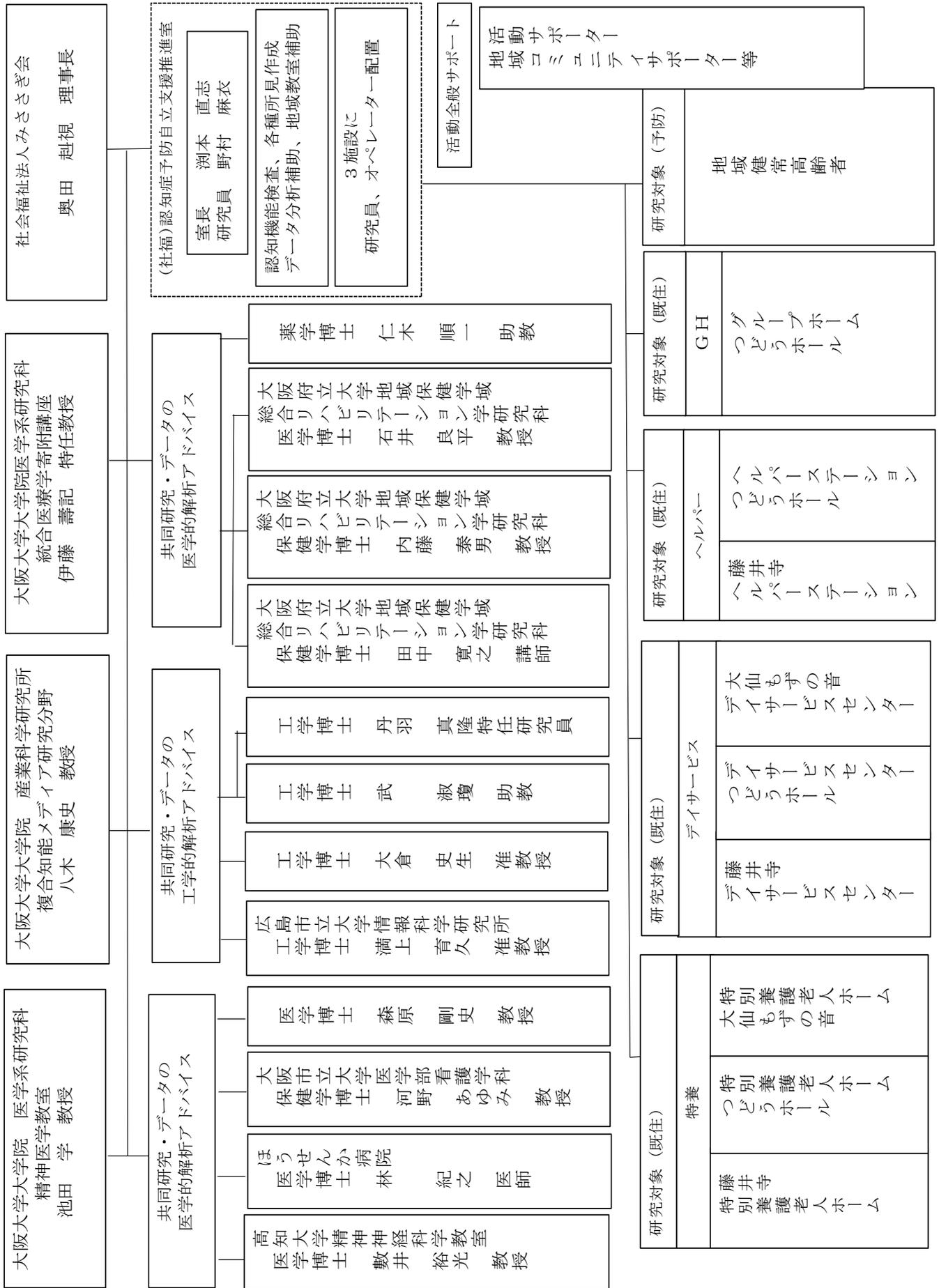
認知機能が発揮されてこそ、
生活行為は成り立つ

認知機能を維持改善するだけでなく、維持された認知機能が日常の生活行為に活かされる（これを般化という）事が、この事業の当初からの目的であり、我々が真に目指している事である。



参考図：目標別ピラミッド

《研究協力構成図》



認知症予防自立支援推進室 事業計画の骨子

予備群(一般高齢者)	初期認知症高齢者 (若年性認知症を含む)の方	要介護状態(要支援Ⅰ・Ⅱ、要介Ⅰ・Ⅱ)の方	要介護状態(要介Ⅲ～Ⅴ)の方
<p>目的:認知症予防の普及</p> <p>自己の機能(身体機能、認知機能)を発揮し、生活行為を成就し、社会生活を維持するという認知症予防の考え方を普及。当法人主催の出前介護予防教室や地域主催の会合等で認知機能を発揮する重要性を伝え、具体的方法を紹介すると共に転倒予防体操、認知症に関する知識の普及や受け止め方を啓発する。</p> <p style="text-align: center;">【出前型介護予防教室】</p> <p>各地区に出張し、集会所等を借りて、以下の内容で教室を開催。</p> <p>潤脳活動</p> <p>様々な認知機能を発揮していただくための知的活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マス計算・書き写し(注意力・視空間認知の発揮) <p>転倒予防体操</p> <p>有酸素運動や大腰筋の強化、バランス力の強化を図る体操</p> <p>潤脳講座</p> <p>独自資料で認知症の知識普及や受け止め方を啓発し、考え合う</p> <p>集団認知機能検査</p> <p>認知機能検査を実施し、データ分析と考察を行い、個人報告書を作成。教室時に解説と共に配布し、予防への意識、向上を図る</p> <p>二重課題 (Dual task) の実践</p> <p>身体面および認知面に関する二重課題を実施し、計測内容を還元。衰えやすい認知機能である注意分割機能や遂行機能の維持を図る。</p> <p style="text-align: center;">【認知症予防啓発活動】</p> <p>各地区の行事等で認知症の講演を行い、知識や理解の普及を行う。</p>	<p>目的:認知症の進行防止</p> <p>認知症による認知機能の低下が始まり、自身の変化に戸惑うご本人に寄り添い、一緒に考えて分かり合える関係作りから始まる。そこで、生活の中でできる認知機能が低下しないための活動を提示していく。ご本人と共に生きる為の生活の有り様を自ら考え、行動できる生活支援を行う。</p>	<p>目的:機能維持・認知症症状の進行防止</p> <p>DSやGHでの脳力トレーニング活動の認知機能を追跡しつつ、頭と体を陥る Dual task を含む買い物等の生活行為を個別に映像記録し続けることで認知機能等の変化を探求する。また、生活に則した個人報告書の配布で本人や家族の自信に繋げる。認知機能が生活行為に反映し、行為の自立、自信や笑顔の回復に繋がるよう ユマニチュード技法 の活用内容や評価への助言を行う。</p> <p style="text-align: center;">【認知機能検査の実施と報告書の配布】</p> <p>デイ利用時のスケールを継続しデータ分析と考察を行い、報告書を作成。またご本人に分かりやすいように説明していく。</p> <p style="text-align: center;">【Dual Task 課題の提供】</p> <p>DS にて頭と体を同時に活用する歩容トレーニング (Dual task) について独自の専用機器を用いて、足踏み等の身体活動と計算等の思考活動を楽しんで続けることで、心身機能の維持ならびに認知症症状の進行防止につなげる。</p>	<p>目的:介護状態に合わせたケアへの助言</p> <p>『ユマニチュード技法』を通じ、職員-利用者間での信頼関係を築き、心身共に安心できる環境の下、無理のない身体活動や思考活動を行い、自分のしたい事を可能な限り訴えていただく。</p> <p>身体面では過剰なサポートを避け、残存機能をできる限り活用していただく。又昔の経験を思い出せる様なアクティビティを行ない、記憶を中心にした認知機能を刺激する事で、して欲しい事等の主訴を訴えていただく。</p> <p>身体面では関節の拘縮を防ぐ等、入浴時のマッサージ等、無理をしない形での関節や筋肉刺激を行ない、いわゆる寝たきり状態を防ぐ。又認知機能面では、五感を刺激するアプローチ、例えば物を見て触ってもらう、料理の美味しい匂いを嗅いでもらう等、快刺激を感じていただき、“安心”を提供する。</p>
<p>ユマニチュードケアにより「促しによる生活行為の改善」効果の検証－『実践事例集 (DVD)』</p>			
<p>【介護家族向け介護力教室】</p> <p>認知症高齢者を在宅介護している家庭介護者向けに、当事者同士の意見交流を行い、精神的孤立感の軽減を図る。また、優しさのある介護の実践法であるユマニチュード技法など、認知症介護の具体的な方法を共に学び合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユマニチュード技法を中心に据えて、在宅生活に則した形で、認知症症状(認知機能・中核症状とBPSDとの関係)や介護技術の理解を深め、介護側の優しさをご本人に伝えるための具体的な方法を学び合う。 ・在宅での困り事交流:参加者のお困り事や介護負担感などについて介護の具体的な方法などを考え合う。 			

ご利用者の生活行為の維持、改善や BPSD 軽減に結び付かせるため

認知機能スケールの点数が維持、向上されても、生活行為が成就されなければ、ご利用者の生活の質が向上したとは言い難い。

みささぎ会としてご利用者の実生活への着眼を忘れず、ご利用者の認知機能の維持、向上だけを目的とするのではなく、ご利用者の生活行為の維持、改善や BPSD 軽減に結び付かせるための日々のケア方法（認知機能トレーニング含む）の確立を目的とする。

A 入所サービスの場合

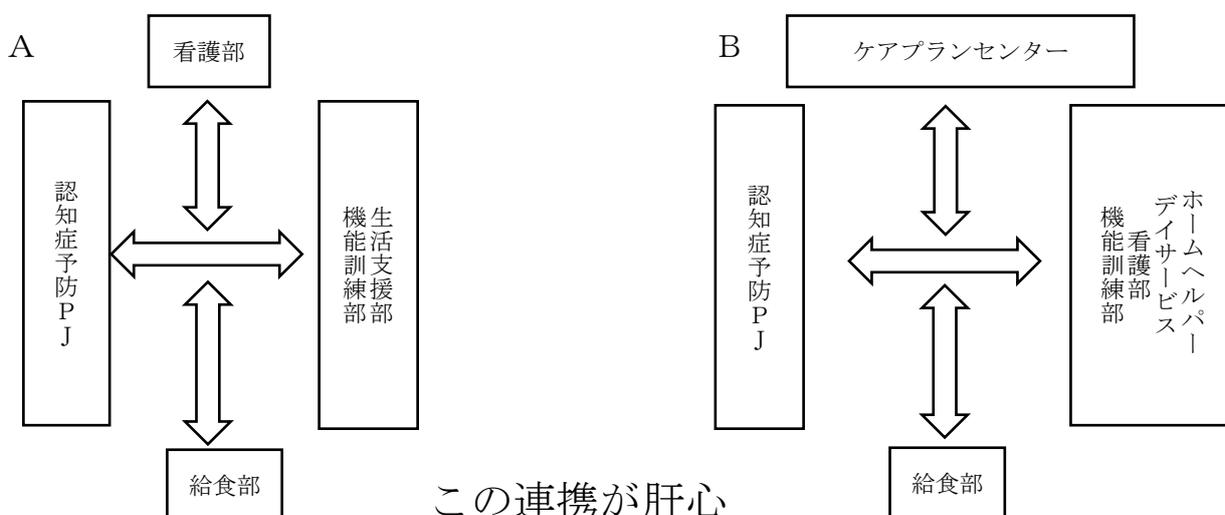
例えば、特養での新規入所者で、暴言、暴力、徘徊などの BPSD の症状が強く出ている方に対して、ユマニチュードを用いて信頼される人間関係を構築し、ケアすることで、BPSD をやわらげたり、情緒の安定に結び付いている事例を逃さずにビデオ撮影し、変化を検証する。

B 在宅サービスの場合

例えば、新規デイサービス利用者で、ケアマネジャーからの情報としてご自宅にて更衣がうまくできない方に対して、サービス利用の中で認知機能トレーニングやアルクダケ、PT による機能訓練など日々のケアを通じて、促しなどでご自身による更衣がうまくできるようになるなど、生活行為の自立支援に結び付く事例を逃さずビデオ撮影し、変化を検証する。

我々の日々のケアがご利用者の生活行為の維持、改善や BPSD の軽減に結び付いていることが動画で可視化されれば、間違いなく職員のやりがいにもつながる。

特に②については在宅での様子を把握する必要があるため、自法人ケアマネジャーと連携し自宅での情報収集を行う。



■認知症の予防並びに進行防止に関する研究

当法人のデイサービス利用者に対して、平成19年度からの認知機能トレーニング（脳力トレーニング）活動の実践、継続の下、認知機能に関する「測定」・「評価」・「分析」を実施し、利用者並びに家族へ個別にフィードバックを行う事で、在宅生活における利用者本人の機能維持に繋げる。認知機能トレーニングの実施においては、積極的な関わりや心理的な側面を配慮した介入を目指す。また、デイサービス利用時における同利用者の生活行為について観察と考察を行い、認知機能の維持と行為の成就・非成就の要因を検討する。

また、大阪大学大学院産業科学研究所の八木康史教授をはじめ、同研究所の先生方との共同研究である高齢者歩容解析に関する研究（以下、歩容調査という。）において、当法人の各デイサービスセンターに常設の歩容測定機器を設置し、無理のないトレーニング活動を今後も継続して実施していく。

我々は日常生活に於いて、何らかの身体動作を行う場合、判断力や注意力等の様々な認知機能を複合的に活用しながら行動している。その為、従来の身体機能、認知機能の個別評価に加え、四肢動作等の身体活動と発話等の思考活動を同時に行う Dual task 課題を定期的に変更し、複合課題遂行能力も評価する必要があると考え、協同での開始に至ったものである。また、回数を重ねて常設機器を使用する事により、学習効果も期待できると考えられる為、その効果検証も同時に行っていく。

1. 本人および家族へのフィードバック（個人報告書）

デイサービス利用者に対し、年1回フィードバックシートを作成し、利用者（利用者家族）、当該プランセンターに対し、デイサービスの様子などの情報を提供して共有化を図る。

ご本人に今持っておられる力を理解してもらうことで笑顔や自信を引き出し、在宅生活の維持を勇気付けるため、《効果の検証》で分析した内容を、生活行為の成就ができていた内容を中心に、行為に発揮されている認知機能の解説を分かり易い言葉で文章化し、ご本人・家族に配布する。

- | | |
|----|---|
| 内容 | <ol style="list-style-type: none">1. デイサービス利用時のご様子（脳トレ参加者はそのご様子を含む）2. MMSE で考察する「維持されている力」3. デュアルタスク歩容調査の考察（実施者のみ）4. 機能訓練のご様子（実施者のみ）5. 認知症予防のヒント「少しの工夫で認知症予防」 |
|----|---|

配布時期	センター共通 年1回（4月から順次）
------	--------------------

配布方法	デイサービス利用時にご本人へ分かりやすい言葉での解説と共に報告書をお渡しする。直接お渡しすることが難しい場合には、デイスタッフやケアマネジャーが家庭訪問し、ご家族（ご本人）の報告書を見てもらい、分かり易い言葉で説明する。（人により、研究員も同席する）
------	---



2. 認知機能トレーニングシートの開発

- 対象者 当法人のデイサービス利用者
 実施者 デイサービススタッフ
 実施場所 デイサービスフロア
 回数 週1~2回
 開発内容 簡単から難しい5段階のドリルの開発。

効果の検証（テスト形式）

テスト・・・レベルに応じたテストにより実施
 認知機能トレーニング（潤脳チャレンジ活動）に参加している活動群
 と同活動に参加していない非活動群に対し、以下の内容で評価を実施
 し、比較分析を行う。

認知機能検査・・・MMSE

評価者・・・臨床心理士

評価時期・・・半年に1回実施

分析内容と方法

- ・総得点の個人別推移のグラフ化
- ・領域毎の個人別推移のグラフ化
- ・スケール毎の個人別推移のグラフ化
- ・生活情報を交えた多角的なサブ解析
- ・活動群と非活動群との比較検討等

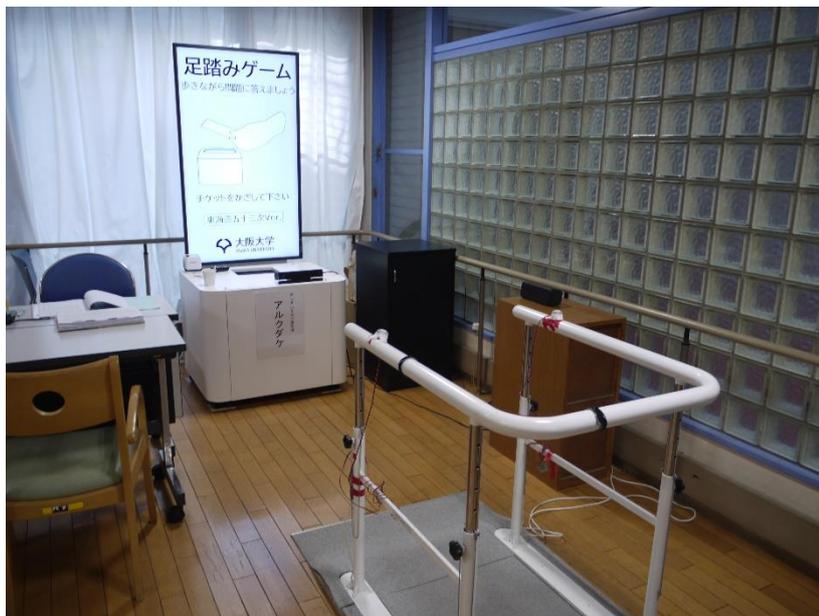
3. 創作活動

実施内容

- 1) 個別創作活動の開発
- 2) 集団的創作活動の開発

4. デュアルタスク歩容器『アルクダケ』との参加

大阪大学産業科学研究所（以下、八木研究所という。）の八木康史教授はじめ、同研究所の先生方との共同研究である高齢者の歩容解析に関する研究（以下、歩容調査という。）を当法人の各デイサービスセンターの常設機器にて、定期的に調査を継続する。日常生活で無意識に行動をおこなう、その身体機能や認知機能の個別評価に加え、四肢動作等の身体活動と発話等の思考活動を同時に行う Dual task 課題を日常生活における習慣的な機能維持トレーニングとして捉え、その効果検証を当法人内のサービスや別の研究内容と併せて同時に行っていく。



生活行為から見る認知症予防および認知症進行防止の検証

および認知症進行予防の検証、事例集発行

デイサービスを利用されている方の中で、デイサービス利用時のアクティビティに個別に参加していただき、その活動の様子をビデオにて映像記録に収めることで生活行為の推移や変化を追求していく。

認知機能を維持改善するだけでなく、維持された認知機能が日常の生活行為に活かされる（これを般化という）事が、この事業の当初からの目的であり、我々が真に目指している事である。

生活行為の撮影

[1] 目的

この調査は、デイサービスにて提供するアクティビティにご参加いただき、その活動場面をカメラやビデオで撮影させていただくことにより、日常生活の中で認知機能が正常に働いているか否かを検証する。

[2] 対象者

当法人のデイサービス利用者を対象とする。

[3] 活動内容

デイサービス利用時において、アクティビティに参加していただく。そして、その活動場面をカメラやビデオで撮影。1回、数分程度の映像として個別に動画を記録していく。

[4] 活動の実施場所

各デイサービスセンター

[5] 活動の流れ

はじめに、ご利用者に本調査の主旨・目的を研究員より分かり易く説明する。主旨をご理解いただいた上で、活動へ参加されるご本人に、同意書へ署名をいただく。もしご本人が何らかの理由で難しい場合には、ご家族に代諾者として署名をいただく。アクティビティを準備し、一人ずつ個別に参加していただく。そのアクティビティ時には、ご本人の生活行為を中心にビデオで数分程度撮影させていただく。アクティビティの際には必ず担当の職員を配置し、ご本人が転倒や怪我等をされないように可能な限り安全な環境で実施を行う。

[6] 考察および分析

対象者の推移や変化においては、以下の観点から考察する。

記憶力 記憶再生が生活行為に結び付いているかを確認する。

見当識	現在の時間、場所、人物、及びこれに関連して周囲を正しく認識する能力が発揮されているかを確認する。
判断力	認識、評価する能力が発揮されているかを確認する。
集中力	集中して、思考する能力が発揮されているかを確認する。
注意力	特定の内容に焦点を当てて処理していく能力が発揮されているかを確認する。
実行機能	複数の行動を効果的に並行して行う等の能力が発揮されているかを確認する。
視空間認知	視覚、聴覚、触覚、運動感覚等の感覚系を通して知覚する能力が発揮されているかを確認する。

とりわけ MCI の方々、認知症罹患者の方々が行う生活行為は記憶再生が重要になる。

臨機応変を要す生活行為、応用する能力（尋ねる、状況に応じて適切な対応が出来ているか否か）を検証する。

[7] 事例集の発行

考察および分析終了後、デイサービス利用者の生活行為を集めた事例集（CD）を発行する。

■地域高齢者や初期認知症高齢者の認知症予防

アウトリーチという専門用語が出る以前より、当法人は創立以来、地域で出向いていく出前型の介護予防教室を継続してきた。その中で、常に伝えてきた事は、自己の機能（身体機能・認知機能）を意識的に維持活用していく事と、同じ住民同士で横のつながりを作りながら、お住まいの地区の中で社会的役割を担っていく事が重要で、それが認知症予防に繋がるという点である。これらを今後も伝え続けながら、藤井寺市ならびに堺市在住の地域高齢者に広く呼びかけて、教室の実施地域の拡大を目指し、より自己の機能維持に意識を持って取り組んで頂ける様に啓発し、地域に根差した教室の運営を今年も実施していく。

当法人と大阪大学大学院産業科学研究所の八木教授をはじめ、同研究所の先生方、および大阪大学大学院医学系研究科精神医学教室との共同研究として、Dual task（二重課題）による身体活動と思考活動を同時に行う歩容測定を定期的実施。キネクトカメラによる身体機能の測定と並行して、各認知機能スケールによる評価を実施することで、運動機能と認知機能の両面から地域高齢者のわずかな機能低下を事前に発見し、認知症予防および認知症の進行防止につなげる。特に高齢者に低下しやすいと言われる複数課題遂行能力（注意分割力）の維持を目指し、地域と共に認知症予防、初期認知症の進行防止に貢献していきたいと考えている。

また同様に身体機能の維持では、低下しやすいバランス感覚を維持して頂く為、転倒予防体操の中に複数のバランス運動を組み入れ、両者とも楽しみながら取り組んで頂ける様プログラムを実施する共に、集団認知機能検査の評価を個人報告書としてフィードバックしていく。加えて、認知機能の発揮並びに機能維持に基づく生活の工夫やその改善策を具体的に分かりやすい形で啓発をしていく。さらに、地域の方々と交流していく中でニーズを把握し、ケアマネジャーらとの協力の下、必要に応じたサービス支援に速やかに繋がる様、仲介役を担っていく。

1. 出前介護予防教室

目的 認知症の予防

自己の機能(身体機能、認知機能)を発揮しながら、生活行為を成就し、社会生活を維持していただく為、当法人主催の出前介護予防教室で機能(身体機能、認知機能)を維持発揮する事の重要性を伝え、その為の具体的方法を紹介する。また、認知症に関する知識の普及や受け止め方に関する啓発を行なう。

年1回、集団認知機能評価等を実施し、個々に個人報告書として生活の中で取り組める助言を行っていく事で、なじみの地域でお過ごしいけるよう地域における認知症予防活動を実践していく。

対象者 藤井寺市ならびに堺市在住の地域住民

実施者 認知症予防自立支援推進室スタッフ、看護師、理学療法士

及び法人内プランセンターのケアマネジャー

実施場所 各地区の集会所や地域会館を活用し、実施する。
藤井寺市 現行実施地区
御舟地区・東藤井寺地区・陵南地区・春日丘地区・春日丘新町地区・
藤井寺地区・南藤井寺地区・さくら町地区・藤ヶ丘西地区・川北地区・
川北地区老人会・野中地区・大井地区・小山藤美町地区・藤ヶ丘1・2
丁目地区
堺市 現行実施地区
大仙町9班地区・大仙町7班地区・

※但し、新型コロナウイルス拡大の終息までは、出前介護予防教室の開催が出来ない為「脳トレ体操」を介護予防教室開催地域に定期的に配布。

回数及び所要時間 毎月3～4か所実施（1地区は年3～4回）
1回の所要時間は約1時間半～2時間実施

周知方法

- ・翌月実施予定地区の区長および会館管理担当者と連絡を取り、実施日を決定する。
- ・実施日を記入したチラシを作成。月末の広報配布と一緒に回覧を回し、周知する。

実施内容

1) 転倒予防体操

柔軟・リズム感・バランス感覚等を維持する為のメニューを考案実践し、転倒予防意識を高める。また、下肢筋力に着目し、大腰筋の筋力維持やバランス力の強化を図る足踏み運動や体操により、歩行の安定を図り、転倒の予防を行う。

例)・NHK ラジオ体操、みんなの体操

- ・椅子に座ったままできる下肢筋力維持の体操
- ・タオルや糸を使った筋力維持の体操

2) 思考活動（潤脳活動）

マス計算・川柳等の思考課題を考案、実践し、知的活動により各種の認知機能の維持を図る。

例)・言葉ビンゴゲーム（記憶力・注意力の発揮）

- ・ひらがな計算（注意力の発揮）
- ・厚紙独楽作り（全認知機能の発揮）
- ・しりとりボール送り（複数課題遂行能力の発揮）
- ・童謡動作真似ゲーム（複数課題遂行能力の発揮）

3) 潤脳講座

毎回テーマを決め、独自資料を使って、認知症の知識普及や認知症の受け止め方・介護保険の活用等についての解説を、解かり易く説明、考え合う。

- 例)・認知症の種類と特徴 (アルツハイマー型、脳血管性、正常圧水頭症等)
- ・認知症予防 (食事や運動での生活習慣病対策、続けて出来る思考 活動の紹介)
- ・介護保険 (施設利用までの流れ、実際のサービス利用例紹介)

4) Dual task 課題

身体活動と思考活動を同時に実施する二重課題 (注意分割力の活用) を考案し、実践することで、複数課題遂行能力を高める。

- 例)・足踏みしながら単語の想起や数字の逆唱 (複数課題遂行能力の発揮)
- ・昔の歌謡曲を思い出して歌いながら、特定の歌詞でバンザイや足踏みなど上肢・下肢を動かす歌体操 (複数課題遂行能力の発揮)

5) 集団アクティビティ

小グループで協力しあう課題を通して、他者との交流の楽しさを実感して頂く。またお互いの認知機能の維持・向上を図ると共に、参加者のコミュニケーション能力を高める。

- 例)・ひらがなや漢字カードで単語作り (記憶、視空間認知、遂行機能の発揮)
- ・懐かしい物品の写真を用いた回想 (記憶、視空間認知、注意力の発揮)
- ・特定の言葉を背中向きのままで、言葉を出さずに背中に描く文字で伝えていくゲーム (記憶、視空間認知、注意力の発揮)
- ・座位のままで上肢を鍛える風船バレー (注意力、上肢の運動機能の発揮)

6) 集団認知機能評価

年1回実施。MMSEに基づいて認知機能が評価できる課題を集団施行できる形で実施、継続している。実施後、次回の教室開催時には、個別の認知機能評価と生活の中でできる知恵や助言をまとめた個人報告書を手渡し、解説を行う。

7) 集団認知機能検査の実施

- 1) 介護予防教室の参加者に対して、集団による認知機能検査を実施し、個々の評価を分かりやすく解説した個人報告書を配布する事で、認知症予防の意識向上を図る。
- 2) 採取した検査データを基に、個々の経過推移やデイサービス利用者とのデータ比較、評価分析を行う事で認知症予防や認知症症状の進行防止を統計的観点から実証、検分する。

内 容 認知機能評価スケールである MMSE の課題内容を使用する。
※集団認知機能検査の課題の詳細については、巻末を参照。

実施回数と場所

各地区の集会所に於いて、年 1 回、約 20 分間、介護予防教室の
時間内に実施する。

方 法 臨床心理士が口頭説明にて、教室に来られた複数の参加者が見え
る・聞こえる形で 1 つずつの課題の教示及び説明をしながら、集
団による自己記述方式で実施する。

8) Dual task への参加の促し

目 的 大阪大学大学院産業科学研究所と協同開発した高齢者の歩容測
定機器を活用し、介護予防教室に参加された地域高齢者に対し、足
踏み等の身体活動と計算等の思考活動を同時に行う Dual task 課題
を定期的実施し、複合課題遂行能力を評価する。さらに、大阪大
学大学院産業科学研究所の先生方と協力し、新しい Dual task 課題
を取り込んだ歩容トレーニング活動や新規プログラムを随時開発
していく。

対 象 者 下記の①～②の条件を満たす地域高齢者を対象とする。
①介護予防教室に来られる参加者。
②Dual task に関する歩容測定に関して本人の同意が得られた方。
当施設に来られる地域高齢者の方約 100 名を予定。

実施事業所と実施場所

藤井寺デイサービスセンター	1 階食堂
つどうホールデイサービスセンター	機能訓練室
大仙もずの音デイサービスセンター	1 階喫茶ルーム

実施回数 月 1～2 回の頻度を目安に、当法人の施設まで来所していただき、
実施する。来所の際には、必要時施設内の送迎等を行う。
参加者 1 名につき、所要時間は約 10 分程度の間隔で実施する。
1 課題 約 2 分間で休憩 (1～2 分間) を挟みつつ、最大 3 回までを
目安に実施。

実施内容

1. 課題は「かんたん」「むつかしい」レベルにて実施
 - ① 常設機器内の所定の位置に立位状態で、ディスプレイに表示
される課題に解答していく。(約 30 秒間)

- ② 常設機器内の所定の位置で、足踏みのみを行う。
(約 30 秒間)
- ③ 常設機器内の所定の位置で、足踏みをしながらディスプレイに表示される課題に解答していく。(約 30 秒間)
- ④ 活動後に出てくる報告カードを対象者と確認し、行った活動と報告内容について振り返る。

2. ご本人の意向や状態に応じて、2～3回目の課題は難易度レベルを対象者が自由に選択し、上記の①～④を行う。

留意点 実施に当たっては以下の留意点に配慮する。

※現在、どの地区でも 75 歳以上の後期高齢者が多く、施設内での測定の待ち時間が心身ともに負担にならないように配慮する。

※実施内容の説明を丁寧に行う。

- ・参加されている高齢者が理解しやすいように、実施内容や手順を丁寧に説明し、何をするかと理解していただく。難聴等の方には、必要に応じて個別での説明も加えていく。

※同意書記入の際に、途中で止めても良い事を伝える。

- ・参加者がしんどくなったり、止めなくなったら、無理せず途中で中止・中断しても良い事をしっかりと分かって頂いた上で、同意書に記入して頂く。
- ・また、歩容活動のデータについては毎回の活動時に蓄積を行い、個人名等の本人が特定できない形で厳重に保管を行うことを説明してご理解して頂く。

※実施時には、事故が起きない様に見守りを行う。

- ・歩容計測の実施中は担当スタッフを参加者の動作を見守りができる位置に配置し、事故が起きないように配慮する。
- ・計測中の参加者だけでなく、他の参加者の動きにも注意を払い、安全に実施できる様に開始前に再確認し、配慮を怠らない様にする。

※計測終了後の個人評価カードの手渡し時や説明時には、75 歳以上の高齢者でも分かりやすい言葉を用いて平易に解説し、ご本人が在宅生活の中で自信や意欲を持って、思考活動や身体活動を続けたいと思って頂けるように、前向きな内容を中心にお伝えする。

9) 本人へのフィードバック (個人報告書)

グラフ化されたシートを渡し、説明を。

10) 地域住民の抱えるニーズの発見と把握

出前型介護予防教室での血圧測定時や、歩容トレーニング活動にて施設への来初時に、ご本人とのやりとりや何気ない会話を通して、

地域高齢者の想いを聞き、一緒に考え合う。また、地域の情報を聞かせて頂く中で、引きこもりがちな高齢者に対し、認知症に関する分かりやすい講座の開催や、残存機能の活用ができるアクティビティ教材を老人会や地域の行事等で活用して頂く等、戸外に足を向けて頂く材料として同教室を利用して頂き、引きこもり対策の具体策の一つにして頂く。個別に対応が必要な事例については、区長・地域役員・民生委員の方々とも協力の上、ケアマネジャー等を紹介して適切な介護サービスを検討する等、地域でのお困り事に対して具体的な支援を行っていく。

堺市の高齢者数と地域図

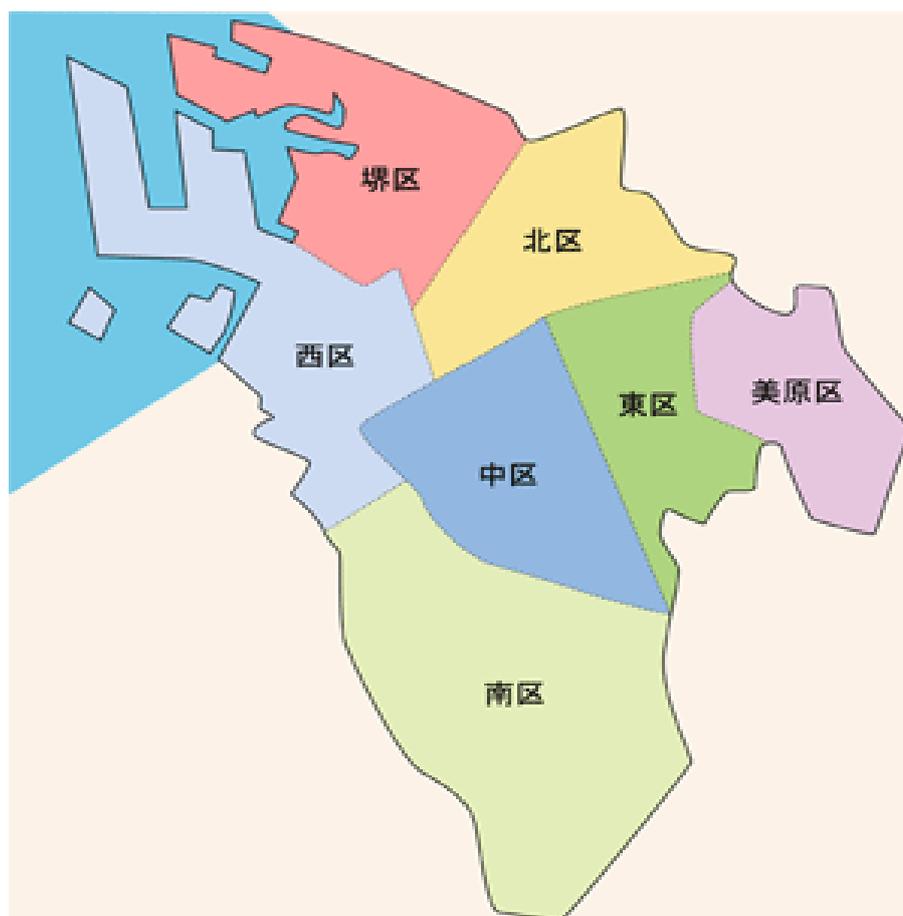
令和3年12月31日 現在

総人口	826,158人
高齢者	234,159人
男	99,495人
女	134,664人
高齢化率	28.3%

〈高齢者年齢別人口内訳〉

65～69歳	44,656人
70～74歳	64,788人
75～79歳	48,354人
80～84歳	39,960人
85～89歳	23,341人
90～94歳	9,800人
95～99歳	2,816人
100歳以上	438人

堺市地域図



■家庭介護者向け介護力教室

家庭介護者向け介護力教室は、単に介護技術や知識の提供だけでなく、日々認知症高齢者と向き合われている家庭介護者の想いを共有し合い、各々が工夫されている具体的な介護方法を参考にし合う為の教室として、微力ながら会を重ねてきた。

家庭介護者のともすれば孤独感や疲弊感に陥り易い心情も、他者と分かち合える環境を整える事で、ある程度の改善に繋がったとの感想も聞かれる。

また、優しさを態度で示すユマニチュード技法や認知症高齢者の特徴を伝える事で、家族である認知症高齢者の行動が少し理解できたと、介護の基本を学べる場として評価される感想も聞かれた。

開催前後のアンケートや各回の教室では様々な質問や意見を頂き、教室内で交流を続ける。

教室の概要

目 的

- 1： 家庭介護人同士が、困り事、愚痴等を話し合う事で、心理的負担軽減を図る。
※良い実践内容を推奨し、自信に繋げて頂く。
※間違ったケア実践には、具体的に例示し、ユマニチュード技法の習得に繋げる。
- 2： ユマニチュード技法の体験を通して学んで頂き、情緒の安定が図れる様、家庭でも実行して頂く。
※症状の出現に対しては、病気である事を受容して頂き、情緒の安定を図る事の出来る当技法の習得の重要性を理解して頂く。家庭でもこの技法を使い続けて頂く。

参加対象者

藤井寺地区で認知症高齢者を在宅介護されている家庭介護者
募集人員 25名

場 所

藤井寺特別養護老人ホーム 介護者教育室

実施期間

期 間 令和3年8月～令和4年1月

頻 度 月1回 計6回

毎月第1土曜日 午後1時～3時30分（1回2時間30分）（予定）

内 容

- 1) ユマニチュード技法の体験とミニ講座
・白内障や膝関節症を患った高齢者役と、ユマニチュード技法を実施する介

護者役の双方を実践し、優しさを体現する介護法を体験する。

- ・在宅介護に活用する事で、認知症家族がどのような表情や言動をされるか、又、自身がどのような事を感じたかを話し合う。
- ・症状の説明と、その症状が出現し易い疾患の解説
- ・認知症罹患者（参加者家族）の認知症症状についての解説
- ・認知機能や認知機能障害（中核症状）と BPSD との関係、薬 等

2) 在宅での困り事相談・交流会

- ・参加者家族が、それぞれ自分の困っている事や介護負担感等を発表し合い、介護の具体的方法や気分転換の方法等を考え合う。
- ・介護経験の豊かな家族から体験談を聴き、今後の家庭介護の参考にすると共に、参加者同士が互いを支え合える人間関係の構築を目指す。

評 価

個々の参加者にとって、この教室が役に立ったかどうかの評価を行う。

- ① アンケートを教室の実施前後（初回と最終回）と実施後 2 ヶ月目の 3 回実施し、内容の変化を考察する。
- ② 個々の参加者に対し、各回の発言内容を記録し発言の変化を考察する。
- ③ 毎回の感想を聞き取りすると共に、最終回や実施後 2 ヶ月目に教室についての意見等をアンケートに記入して頂き、次年度への参考にする。